

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の一部改正

新旧対照表

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定 平成12年 2月28日
 改正 平成14年 3月29日
 平成15年11月27日
 平成17年 7月15日
 平成18年11月 1日
 平成19年 4月 1日
 平成19年10月 1日
 平成21年 4月 1日
 平成22年 4月 1日
 平成23年 4月 1日
 平成24年 4月 1日
 平成25年 4月 1日
 平成26年 4月 1日
 平成27年 4月 1日
 平成28年 4月 1日
 平成28年 7月 1日
 平成29年 4月 1日

（目次）

- 第 1 目的
- 第 2 用語の定義
- 第 3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第 4 収集運搬業における積替え保管
- 第 5 処分業の許可申請又は届出等
- 第 6 担当健康福祉センター
- 第 7 許可証の交付
- 第 8 申請者の適格性の照会事務

第 1 目的
 （略）

第 2 用語の定義
 （略）

対 照 表

改 正 後

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定	平成12年2月28日
改正	平成14年3月29日
	平成15年11月27日
	平成17年7月15日
	平成18年11月1日
	平成19年4月1日
	平成19年10月1日
	平成21年4月1日
	平成22年4月1日
	平成23年4月1日
	平成24年4月1日
	平成25年4月1日
	平成26年4月1日
	平成27年4月1日
	平成28年4月1日
	平成28年7月1日
	平成29年4月1日
	<u>平成29年10月1日</u>

(目次)

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第4 収集運搬業における積替え保管
- 第5 処分業の許可申請又は届出等
- 第6 担当健康福祉センター
- 第7 許可証の交付
- 第8 申請者の適格性の照会事務

- 第1 目的
(略)

- 第2 用語の定義
(略)

改 正 前

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

第3-1-(1) 許可申請書等

(略)

第3-1-(2) 許可申請書受付の際の留意事項

(略)

第3-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

① 事業計画の概要を記載した書類

ア 事業計画の概要は、様式第1号の1から様式第1号の4までに記載するものとする。

イ 様式第1号の1中「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類」欄には、混合物であっても個々の産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物の種類を含む。以下同じ。）を記入させること。

ウ 様式第1号の1中「予定排出事業場の名称、所在地及び電話番号」欄及び「予定運搬先の名称、所在地及び電話番号」欄には、産業廃棄物の種類ごとにそれぞれ1者以上が記載されていれば足り、すべての排出事業場又は運搬先を記載させる必要はない。

エ 特定の業種又は施設において排出された場合にのみ産業廃棄物に該当する廃棄物を取り扱う場合は、様式第1号の1中「予定排出事業場の名称、所在地及び電話番号」欄に、予定排出事業者の業種又は予定排出事業場に設置されている施設の種別を括弧書きで追記させること。なお、当該記載に代えて、発生フローシートを添付させることとしても差し支えない。

オ～カ (略)

② 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

ア 運搬車両の平面図等については、次の書面をもって足りること。

(ア) (略)

(イ) 運搬車両の写真

- ・ 運搬車両の斜め前方及びその対角となる斜め後方から撮影した写真を原則とする。ただし、他方向から撮影されたものであっても、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示及び車体形状が判読できれば可とする。

- ・ 提出された写真において、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示又は車体形状が判読できない場合は、適宜写真を追加させること。

(ウ) 運搬容器の仕様書又は写真（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、運搬容器の構造図、写真及び運搬容器が所要の検査に合格したことを示す書類（※））

※ 検査が必要とされる容器のみ添付。検査機関による検査証がある場合は写し（必ず本証と照合）を、自主検査の場合は原本を提出させること。なお、収集運搬ガイドライン及び低濃度PCB収集運搬ガイドラインで示されている運搬容器は下表のとおり。

運搬容器の種類	検査機関等	確認する書類
「危険物輸送に関する勧告」（国連勧告）及び「危険物船舶運送及び貯蔵規則」に規定する小型容器（固体用及び液体用）、IBC容器（固体用及び液体用）及びポータブルタンク（固体用及び液体用）	一般財団法人日本舶用品検定協会	危険物容器検査証及び検査試験成績書 （運搬容器にUNマークが表示されていることも写真で確認すること。）
漏れ防止型金属容器及び漏れ防止型金属トレイ	申請者又は申請者が委託した事業者（製造者等）	自主検査の結果

対 照 表

改 正 後

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

第3-1-(1) 許可申請書等

(略)

第3-1-(2) 許可申請書受付の際の留意事項

(略)

第3-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

① 事業計画の概要を記載した書類

ア 事業計画の概要は、省令様式第6号の2第1面から第5面までに記載するものとする。

イ 省令様式第6号の2第1面中「(特別管理)産業廃棄物の種類」欄には、混合物であっても個々の産業廃棄物の種類(特別管理産業廃棄物の種類を含む。以下同じ。)を記入させること。

ウ 省令様式第6号の2第1面中「予定排出事業場の名称及び所在地」欄及び「予定運搬先の名称及び所在地」欄には、産業廃棄物の種類ごとにそれぞれ1者以上が記載されていれば足り、すべての排出事業場又は運搬先を記載させる必要はない。

エ 特定の業種又は施設において排出された場合にのみ産業廃棄物に該当する廃棄物を取り扱う場合は、省令様式第6号の2第1面中「予定排出事業場の名称及び所在地」欄に、予定排出事業者の業種又は予定排出事業場に設置されている施設の種別を括弧書きで追記させること。なお、当該記載に代えて、発生フローシートを添付させることとしても差し支えない。

オ～カ (略)

② 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

ア 運搬車両の平面図等については、次の書面をもって足りること。

(ア) (略)

(イ) 運搬車両の写真

- 省令様式第6号の2第6面に貼付すること。

- 運搬車両の前面(真正面)及び側面(真横)を撮影した写真を原則とする。ただし、他方向から撮影されたものであっても、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示及び車体形状が判読できれば可とする。

- 提出された写真において、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示又は車体形状が判読できない場合は、適宜写真を追加させること。

(ウ) 運搬容器の仕様書又は写真(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、運搬容器の構造図、写真及び運搬容器が所要の検査に合格したことを示す書類(※))

- 運搬容器の写真は、省令様式第6号の2第7面に貼付すること。

※ 検査が必要とされる容器のみ添付。検査機関による検査証がある場合は写し(必ず本証と照合)を、自主検査の場合は原本を提出させること。なお、収集運搬ガイドライン及び低濃度PCB収集運搬ガイドラインで示されている運搬容器は下表のとおり。

運搬容器の種類	検査機関等	確認する書類
「危険物輸送に関する勧告」(国連勧告)及び「危険物船舶運送及び貯蔵規則」に規定する小型容器(固体用及び液体用)、IBC容器(固体用及び液体用)及びポータブルタンク(固体用及び液体用)	一般財団法人日本舶用品検定協会	危険物容器検査証及び検査試験成績書 (運搬容器にUNマークが表示されていることも写真で確認すること。)
漏れ防止型金属容器及び漏れ防止型金属トレイ	申請者又は申請者が委託した事業者(製造者等)	自主検査の結果

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前		
消防法に規定する機械により荷役する構造を有する容器	申請者又は申請者が委託した事業者（製造者等）	自主検査の結果
移動タンク貯蔵所	市町村長等（消防署）	完成検査済証及び点検記録簿（直近のもの） （積載式移動タンク貯蔵所にあつては、タンクに許可番号が表示されていることを写真で確認すること。）

イ～オ （略）

③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

ア 運搬車両については、次の(ア)から(エ)までにより取り扱うこと。

(ア) 運搬車両の登録等を証する書類（自動車検査証等）の写しを添付させること。
 その際、所有者＝使用者＝申請者である場合のほかは、使用者＝申請者の場合にのみ使用する権原を有すると認めることとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

a （略）

b 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案の処理方針について（平成15年2月28日付け中運局公示第277号）」及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案の処理方針について（平成19年2月7日付け中運局公示第117号）」で示されている協定書等を締結した場合。ただし、登録できる車両は、協定書等で明記されている車両であつて、陸上から船舶又は船舶から陸上へと輸送方法を変更する場合に限る。
 なお、様式第1号の1の「事業計画の概要を記載した書類」に船舶の使用を明示した事業計画を記載させるとともに、協定書等の写しを添付させること。

(イ)～(ウ) （略）

(エ) 積載物品の制限

a～b （略）

c タンク車で廃酸、廃アルカリを運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に、消防法別表第六類酸化性液体の品名又は「汚水」の記載がなされていること。
 （なお、類似の品名等の記載がある場合は、自動車検査登録事務所に確認の上、汚水と同等であると判断された場合は廃棄物リサイクル課と協議の上、対応を検討する。）

イ （略）

④ 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
 （略）

⑤ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法は、様式第5号に記載するものとする。

⑥ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）
 （略）

対 照 表

改 正 後		
消防法に規定する機械により荷役する構造を有する容器	申請者又は申請者が委託した事業者（製造者等）	自主検査の結果
移動タンク貯蔵所	市町村長等（消防署）	完成検査済証及び点検記録簿（直近のもの） （積載式移動タンク貯蔵所にあつては、タンクに許可番号が表示されていることを写真で確認すること。）

イ～オ （略）

③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

ア 運搬車両については、次の(ア)から(エ)までにより取り扱うこと。

(ア) 運搬車両の登録等を証する書類（自動車検査証等）の写しを添付させること。
 その際、所有者＝使用者＝申請者である場合のほかは、使用者＝申請者の場合にのみ使用する権原を有すると認めることとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

a （略）

b 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案の処理方針について（平成 15 年 2 月 28 日付け中運局公示第 277 号）」及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案の処理方針について（平成 19 年 2 月 7 日付け中運局公示第 117 号）」で示されている協定書等を締結した場合。ただし、登録できる車両は、協定書等で明記されている車両であつて、陸上から船舶又は船舶から陸上へと輸送方法を変更する場合に限る。
 なお、省令様式第 6 号の 2 第 1 面に船舶の使用を明示した事業計画を記載させるとともに、協定書等の写しを添付させること。

(イ)～(ウ) （略）

(エ) 積載物品の制限

a～b （略）

c タンク車で廃酸、廃アルカリを運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に、消防法別表第六類酸化性液体の品名又は「汚水」の記載がなされていること。
 （なお、類似の品名等の記載がある場合は、自動車検査登録事務所に確認の上、汚水と同等であると判断された場合は廃棄物リサイクル課と審査の段階で協議すること。）

イ （略）

④ 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
 （略）

⑤ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（省令様式第 6 号の 2 第 8 面）

⑥ 直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）
 （略）

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

⑦ 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が個人である場合）

ア 資産に関する調書は、様式第6号とする。

イ 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、申告所得税の納税証明書（その1）とする。ただし、申請者が直前3年間に給与所得者であった場合には、給与所得期間の所得税納税証明書は発行されないため、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなす。

ウ 所得税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。

エ 資産に関する調書において、負債額が資産額に比べて大きい場合は、借入金の返済計画や今後の経営改善に関する計画書を添付させること。

⑧ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）（略）

⑨ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が個人である場合）（略）

⑩ 誓約書（申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面）

⑪～⑳ （略）

第3-1-(4)～(5) （略）

第3-2 収集運搬業の届出

第3-2-(1) 届出書等 （略）

第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

ア～ウ （略）

エ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内に行うものとされている（省令第10条の10第2項及び第10条の23第2項）ことから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

第3-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア～イ （略）

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更

(ア) （略）

(イ) 法人の役員の変更にあつては、以下の書類を併せて提出させること。

⑧ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(ウ)～(エ) （略）

エ （略）

対 照 表

改 正 後

⑦ 資産に関する調書（省令様式第6号の2第9面）並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が個人である場合）

ア 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、申告所得税の納税証明書（その1）とする。ただし、申請者が直前3年間に給与所得者であった場合には、給与所得期間の所得税納税証明書は発行されないので、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなす。

イ 所得税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。

ウ 資産に関する調書において、負債額が資産額に比べて大きい場合は、借入金の返済計画や今後の経営改善に関する計画書を添付させること。

⑧ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請者が法人である場合）（略）

⑨ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が個人である場合）（略）

⑩ 誓約書（申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面）（省令様式第6号の2第10面）

⑪～⑳（略）

第3-1-(4)～(5)（略）

第3-2 収集運搬業の届出

第3-2-(1) 届出書等（略）

第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

ア～ウ（略）

エ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内（法人にあつて登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には30日以内）に行うものとされている（省令第10条の10第2項及び第3項、第10条の23第2項及び3項並びに第12条の10の2第2項）ことから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

第3-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア～イ（略）

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更

(ア)（略）

(イ) 法人の役員の変更にあつては、以下の書類を併せて提出させること。

⑧ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(ウ)～(エ)（略）

エ（略）

改 正 前

オ 事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更

① 事業計画の概要を記載した書類

事業計画の概要を記載した書類（様式第1号の1から様式第1号の4まで）のうち、記載内容に変更のあるものについて、変更前及び変更後をそれぞれ提出させること。

なお、車両又は船舶の変更にあつては、変更前後のすべての車両又は船舶の一覧表を併せて添付させること。

② 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

運搬車両の変更にあつては、次の(ア)及び(イ)の書類を提出させること。

(ア) (略)

(イ) 運搬車両の写真（変更のあった車両に限る。）

- ・ 運搬車両の斜め前方及びその対角となる斜め後方から撮影した写真を原則とする。ただし、他方向から撮影されたものであつても、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示及び車体形状が判読できれば可とする。
- ・ 提出された写真において、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示又は車体形状が判読できない場合は、適宜写真を追加させること。

③ (略)

第3-2-(4) 廃止届の添付書類
(略)

第3-3 収集運搬業の許可証の再交付と返納
(略)

第3-4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書
(略)

第4 収集運搬業における積替え保管

第4-1 積替え保管を認める場合
(略)

第4-2 積替え保管の基準
(略)

第4-3 積替え保管を含む収集運搬業の許可申請

第4-3-(1) 許可申請書の添付書類

積替え保管を含む収集運搬業の許可申請書添付書類は、第3-1-(3)の例によるもののほか、次によるものとする。

① 事業計画の概要を記載した書類

様式第1号の1から第1号の4までに、積替え保管に係る事項を詳細に記載させること。

また、様式第1号の3中「4. 収集運搬業務の具体的な計画」欄には、「別紙事業概要書のとおり」と記載の上、積替え保管に係る事業概要書（様式第17号）を添付させること。

②～③ (略)

対 照 表

改 正 後

オ 事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更

① 事業計画の概要を記載した書類

事業計画の概要を記載した書類（省令様式第6号の2第1面から第5面）のうち、記載内容に変更のあるものについて、変更前及び変更後をそれぞれ提出させること。

なお、車両又は船舶の変更にあつては、変更前後のすべての車両又は船舶の一覧表を併せて添付させること。

② 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

運搬車両の変更にあつては、次の(ア)及び(イ)の書類を提出させること。

(ア) (略)

(イ) 運搬車両の写真（変更のあった車両に限る。）

・ 省令様式第6号の2第6面に貼付すること。

・ 運搬車両の前面（真正面）及び側面（真横）を撮影した写真を原則とする。ただし、他方向から撮影されたものであつても、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示及び車体形状が判読できれば可とする。

・ 提出された写真において、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示又は車体形状が判読できない場合は、適宜写真を追加させること。

③ (略)

第3-2-(4) 廃止届の添付書類

(略)

第3-3 収集運搬業の許可証の再交付と返納

(略)

第3-4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書

(略)

第4 収集運搬業における積替え保管

第4-1 積替え保管を認める場合

(略)

第4-2 積替え保管の基準

(略)

第4-3 積替え保管を含む収集運搬業の許可申請

第4-3-(1) 許可申請書の添付書類

積替え保管を含む収集運搬業の許可申請書添付書類は、第3-1-(3)の例によるもののほか、次によるものとする。

① 事業計画の概要を記載した書類

省令様式第6号の2第1面から第5面までに、積替え保管に係る事項を詳細に記載させること。また、省令様式第6号の2第3面中「(3)積替施設又は保管施設の概要」欄には、「別紙事業概要書のとおり」と記載の上、積替え保管に係る事業概要書（様式第17号）を添付させること。

②～③ (略)

改 正 前

第4-3-(2) 許可申請書等を受け付ける際の留意事項
(略)

第5 処分業の許可申請又は届出等

第5-1 処分業の許可申請
(略)

第5-2 処分業の届出

第5-2-(1) 届出書等
(略)

第5-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

ア～ウ (略)

エ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内に行うものとされている(省令第10条の10第2項及び第10条の23第2項)ことから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

オ (略)

第5-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア～イ (略)

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更

(ア) (略)

(イ) 法人の役員の変更にあつては、以下の書類を併せて提出させること。

⑩ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(ウ)～(エ) (略)

エ～オ (略)

第5-2-(4) 廃止届の添付書類

(略)

第5-3 処分業の許可証の再交付と返納

(略)

第5-4 処分業における欠格要件に係る届出書

(略)

第6 担当健康福祉センター

(略)

第7 許可証の交付

(略)

第8 申請者等の適格性の照会事務

(略)

対 照 表

改 正 後

第4-3-(2) 許可申請書等を受け付ける際の留意事項
(略)

第5 処分業の許可申請又は届出等

第5-1 処分業の許可申請
(略)

第5-2 処分業の届出

第5-2-(1) 届出書等
(略)

第5-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

ア～ウ (略)

エ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内(法人にあって登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の添付を必要とする場合には30日以内)に行うものとされている(省令第10条の10第2項及び第3項、第10条の23第2項及び3項並びに第12条の10の2第2項)ことから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

オ (略)

第5-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア～イ (略)

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更

(ア) (略)

(イ) 法人の役員の変更にあつては、以下の書類を併せて提出させること。

⑩ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(ウ)～(エ) (略)

エ～オ (略)

第5-2-(4) 廃止届の添付書類

(略)

第5-3 処分業の許可証の再交付と返納

(略)

第5-4 処分業における欠格要件に係る届出書

(略)

第6 担当健康福祉センター

(略)

第7 許可証の交付

(略)

第8 申請者等の適格性の照会事務

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-1

No.	項目	許可区分			特別管理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考	
		新規	更新	変更	新規	更新	変更		
①	事業計画の概要を記載した書類	○	○ (優)	○ (優)	○	○ (優)	○ (優)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号の1～様式第1号の4 ・様式第17号（積替え保管を行う場合） ※変更許可申請の場合は前後を添付。	
②	事業の用に供する施設								
	共通	車庫配置図	○	○	△	○	○	△	
		付近の見取図	○	○	△	○	○	△	※収集運搬の業務を行う事務所及び事業場
		車両写真	○	○	△	○	○	△	※自動車登録番号、産業廃棄物運搬車の表示及び車体形状が判読できること。
		運搬容器の仕様書等	○	○	△	○	○	△	※積替えに使用する重機類等を含む。
	積替え保管を行う場合のみ	積替え保管の場所の配置図（平面図）	○	○	△	○	○	△	
		積替え保管の場所の公図の写し	○	○	△	○	○	△	
		排出事業者の承諾	○	○	△	○	○	△	※特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを積替え保管する場合は、添付不要。
		積替え保管の場所の写真	○	○	△	○	○	△	
		保管量算出の根拠	○	○	△	○	○	△	
最大積上高の根拠		○	○	△	○	○	△	※屋外で容器を用いない場合に添付。	
	積替え保管の管理体制を示す書類	○	○	△	○	○	△		
	他法令の許認可証等	○	○	△	○	○	△		
③	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類	○	○	△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証、船舶検査証書等 ・使用承諾書等（使用者と申請者が異なる場合） ・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等（積替え保管を行う場合） 	
④	事業を行うに足る技術的能力を説明する書類	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会修了証の写し（申請時に原本を確認） ・様式第15号（修了者が役員又は政令使用人に該当しない場合） 	
⑤	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	○	△	○	○	△	○	・様式第5号	
⑥	【申請者が法人の場合】 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○	○ (優)	○ (優)	○	○ (優)	○ (優)	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書に添付した財務諸表（原本証明必要） ・法人税の納税証明書（その1） ※財務状況に応じて、以下の書類の提出が必要となる場合あり。 <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画書 ・中小企業診断士の診断書等 	
⑦	【申請者が個人の場合】 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第6号 ・申告所得税の納税証明書（その1） ※負債額が資産額に比べて大きい場合は、経営改善計画書その他の書類の提出が必要。	

対 照 表

改 正 後										
別紙 2 - 1										
No.	項 目	許可区分	産業廃棄物 収集運搬業			特別管理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考	
			新規	更新	変更	新規	更新	変更		
①	事業計画の概要を記載した書類		◎	◎ (優)	◎ (優)	◎	◎ (優)	◎ (優)	<ul style="list-style-type: none"> ・省令様式第6号の2第1面～第5面 ・様式第17号（積替え保管を行う場合） ※変更許可申請の場合は前後を添付。	
②	事業の用に供する施設									
	共通	車庫配置図		◎	◎	△	◎	◎	△	
		付近の見取図		◎	◎	△	◎	◎	△	※収集運搬の業務を行う事務所及び事業場
		車両写真		◎	◎	△	◎	◎	△	※自動車登録番号、産業廃棄物運搬車の表示及び車体形状が判読できること。 ・省令様式第6号の2第6面
		運搬容器の仕様書等		◎	◎	△	◎	◎	△	※積替えに使用する重機類等を含む。 ・省令様式第6号の2第7面
	積替え保管を行う場合のみ	積替え保管の場所の配置図（平面図）		◎	◎	△	◎	◎	△	
		積替え保管の場所の公図の写し		◎	◎	△	◎	◎	△	
		排出事業者の承諾		◎	◎	△	◎	◎	△	※特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを積替え保管する場合は、添付不要。
		積替え保管の場所の写真		◎	◎	△	◎	◎	△	
		保管量算出の根拠		◎	◎	△	◎	◎	△	
最大積上高の根拠			◎	◎	△	◎	◎	△	※屋外で容器を用いない場合に添付。	
③	施設									
	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類		◎	◎	△	◎	◎	△	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証、船舶検査証書等 ・使用承諾書等（使用者と申請者が異なる場合） ・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等（積替え保管を行う場合） 	
④	事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類		◎	◎	◎	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会修了証の写し（申請時に原本を確認） ・様式第15号（修了者が役員又は政令使用人に該当しない場合） 	
⑤	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		◎	△	◎	◎	△	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・省令様式第6号の2第8面 	
⑥	【申請者が法人の場合】 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		◎	◎ (優)	◎ (優)	◎	◎ (優)	◎ (優)	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書に添付した財務諸表（原本証明必要） ・法人税の納税証明書（その1） ※財務状況に応じて、以下の書類の提出が必要となる場合あり。 <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画書 ・中小企業診断士の診断書等 	
⑦	【申請者が個人の場合】 資産に関する調査並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		◎	◎	◎	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・省令様式第6号の2第9面 ・申告所得税の納税証明書（その1） ※負債額が資産額に比べて大きい場合は、経営改善計画書その他の書類の提出が必要。	

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前								
No.	許可区分 項目	産業廃棄物 収集運搬業			特別管理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	
⑧	【申請者が法人の場合】 定款又は寄附行為	◎	◎ (優)	△ (優)	◎	◎ (優)	△ (優)	※ <u>原本証明必要</u>
	◆登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑨	【申請者が個人の場合】 ◆申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑩	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑪	【申請者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	※申請者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書を添付。
⑫	【申請者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑬	【申請者が法人の場合】 ◆出資者等（個人）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	
	◆出資者等（法人）の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	○	○	○	○	○	
⑭	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	
⑮	優良認定の基準に適合する旨を証する書類	/	○	/	/	○	/	・様式第23号 ・「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」78ページ以降に掲げる各種の書類 ・税・保険料納付証明書の写しは申請時に原本確認
⑯	使用人の権限を証する書類	○	○	△	○	○	△	・様式第16号
⑰	試験検査成績書の写し	○	○	△	○	○	△	※検査項目は、別紙1「分析項目一覧」による。 ※受付日から起算して1年前の日以降に交付されたものに限る。
⑱	予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し	◎	◎	○	◎	◎	○	※特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを収集する場合には、省略可。
⑲	他県等の許可証・指定証の写し	○	○	○	○	○	○	※収集運搬区域が県外の場合に添付。
⑳	許可証の写し	/	◎	◎	/	◎	◎	

対 照 表

改 正 後								
No.	項 目	許可区分			特別管理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	
⑧	【申請者が法人の場合】 定款又は寄附行為	◎	◎ (優)	△ (優)	◎	◎ (優)	△ (優)	※ <u>原本証明必要</u>
	◆登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑨	【申請者が個人の場合】 ◆申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑩	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・省令様式第6号の2第10面
⑪	【申請者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	※申請者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書を添付。
⑫	【申請者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑬	【申請者が法人の場合】 ◆出資者等(個人)の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	
	◆出資者等(法人)の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	○	○	
⑭	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	
⑮	優良認定の基準に適合する旨を証する書類	/	○	/	/	○	/	・様式第23号 ・「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」78ページ以降に掲げる各種の書類 ・税・保険料納付証明書の写しは申請時に原本確認
⑯	使用人の権限を証する書類	○	○	△	○	○	△	・様式第16号
⑰	試験検査成績書の写し	○	○	△	○	○	△	※検査項目は、別紙1「分析項目一覧」による。 ※受付日から起算して1年前の日以降に交付されたものに限る。
⑱	予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し	◎	◎	○	◎	◎	○	※特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを収集する場合には、省略可。
⑲	他県等の許可証・指定証の写し	○	○	○	○	○	○	※収集運搬区域が県外の場合に添付。
⑳	許可証の写し	/	◎	◎	/	◎	◎	

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-2

No.	許可区分 項目	産業廃棄物 処 分 業			特 別 管 理 産業廃棄物 処 分 業			備 考	
		新規	更新 (優)	変更 (優)	新規	更新 (優)	変更 (優)		
①	事業計画の概要を記載した書類	◎	◎ (優)	◎ (優)	◎	◎ (優)	◎ (優)	・様式第7号の1～様式第7号の5 ※変更許可申請の場合は前後を添付。	
②	事業の用に供する施設							※保管の場所を含む。	
	共通	平面図、立面図、断面図、構造図	◎	◎	△	◎	◎	△	※法第15条施設は、施設設置許可証及び施設使用前検査確認通知書（定期検査結果通知書）の写しで代用可。（施設許可の内容と変更がない場合のみ）
		設計計算書	◎	◎	△	◎	◎	△	
		付近の見取図	◎	◎	△	◎	◎	△	
		施設配置図	◎	◎	△	◎	◎	△	※屋外・屋内の別がわかるように区分して記載すること。
		公図の写し	◎	◎	△	◎	◎	△	※処理施設に係る土地の所在、地番、地目及び所有者を明記。
		施設及び重機の写真等	◎	◎	△	◎	◎	△	
		産業廃棄物処理工程図	◎	◎	△	◎	◎	△	
		保管量の上限を示す図面及び計算書	◎	◎	△	◎	◎	△	
	最終処分場	保管高の上限を示す図面及び計算書	○	○	△	○	○	△	※屋外で容器を用いない場合に添付。
		残面積・残容量実測図	△	◎	△	△	◎	△	
地下水等試験検査成績書		◎	◎	△	◎	◎	△		
③	地形地質図等	○	○	△	○	○	△	※法第15条許可の対象外施設（いわゆる「ミニ処分場」）の場合に添付。	
	地下水状況図	○	○	△	○	○	△		
	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類								
	◆土地登記事項証明書	◎	△	△	◎	△	△		
	土地使用権原書類	○	△	△	○	△	△	※土地所有者と申請者が異なる場合に添付。	
	施設使用権原書類	◎	△	△	◎	△	△		

対 照 表

改 正 後									
別紙 2 - 2									
項目	許可区分	産業廃棄物 処 分 業			特 別 管 理 産業廃棄物 処 分 業			備 考	
		新規	更新	変更	新規	更新	変更		
①	事業計画の概要を記載した書類	◎	◎ (優)	◎ (優)	◎	◎ (優)	◎ (優)	・ 様式第 7 号の 1 ～様式第 7 号の 5 ※変更許可申請の場合は前後を添付。	
②	事業の用に供する施設							※保管の場所を含む。	
	共通	平面図、立面図、断面図、構造図	◎	◎	△	◎	◎	△	※法第15条施設は、施設設置許可証及び施設使用前検査確認通知書（定期検査結果通知書）の写しで代用可。（施設許可の内容と変更がない場合のみ）
		設計計算書	◎	◎	△	◎	◎	△	
		付近の見取図	◎	◎	△	◎	◎	△	
		施設配置図	◎	◎	△	◎	◎	△	※屋外・屋内の別がわかるように区分して記載すること。
		公図の写し	◎	◎	△	◎	◎	△	※処理施設に係る土地の所在、地番、地目及び所有者を明記。
		施設及び重機の写真等	◎	◎	△	◎	◎	△	
		産業廃棄物処理工程図	◎	◎	△	◎	◎	△	
		保管量の上限を示す図面及び計算書	◎	◎	△	◎	◎	△	
	最終処分場	保管高の上限を示す図面及び計算書	○	○	△	○	○	△	※屋外で容器を用いない場合に添付。
残面積・残容量実測図		△	◎	△	△	◎	△		
地下水等試験検査成績書		◎	◎	△	◎	◎	△		
③	地形地質図等	○	○	△	○	○	△	※法第15条許可の対象外施設（いわゆる「ミニ処分場」）の場合に添付。	
	地下水状況図	○	○	△	○	○	△		
	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類								
	◆土地登記事項証明書	◎	◎	△	◎	◎	△		
	土地使用権原書類	○	△	△	○	△	△	※土地所有者と申請者が異なる場合に添付。	
	施設使用権原書類	◎	◎	△	◎	◎	△		

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改正前						
別紙2-5						
No.	許可区分 項目		特別管理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考
			新規	更新	変更	
①	事業計画の概要を記載した書類		◎	◎ (優)	◎ (優)	・様式第1号の1～様式第1号の4 ・様式第17号（積替え保管を行う場合） ※変更許可申請の場合は前後を添付。
②	事業の用に供する施設					
	共通	車庫配置図	◎	◎	△	
		付近の見取図	◎	◎	△	※収集運搬の業務を行う事務所及び事業場
		車両写真	◎	◎	△	※自動車登録番号、（微量）PCB廃棄物運搬車の表示及び車体形状が判読できること。
		運搬容器の構造図及び写真等	◎	◎	△	※積替えに使用する重機類等を含む。
		応急措置設備・器具リスト	◎	◎	△	・様式第19号
		緊急時対応マニュアル	◎	◎	△	・様式第20号
	積替え保管を行う場合のみ	積替え保管の場所の平面図（配置図）	◎	◎	△	
		積替え保管の場所の公図の写し	◎	◎	△	
		排出事業者の承諾	◎	◎	△	
積替え保管の場所の写真		◎	◎	△		
保管量算出の根拠		◎	◎	△		
最大積上高の根拠		◎	◎	△		
積替え保管の管理体制を示す書類		◎	◎	△		
	他法令の許認可証等	◎	◎	△		
③	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類		◎	◎	△	・自動車検査証、船舶検査証書等・使用承諾書等（使用者と申請者が異なる場合）・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等（積替え保管を行う場合）
④	事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類					
		「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」修了証の写し	◎	◎	◎	
		「PCB廃棄物の収集運搬業作業従者講習会」修了証の写し	◎	◎	△	※申請時に原本を確認
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業作業従者名簿	◎	◎	◎	・様式第21号	
⑤	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		◎	△	◎	様式第5号
⑥	【申請者が法人の場合】 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		◎	◎ (優)	◎ (優)	・確定申告書に添付した財務諸表（原本証明必要） ・法人税の納税証明書（その1） ※ 財務状況に応じて、以下の書類の提出が必要となる場合あり。 ・経営改善計画書 ・中小企業診断士の診断書等
	【申請者が個人の場合】 資産に関する調査並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		◎	◎	◎	・申告所得税の納税証明書（その1） ・様式第6号 ※負債額が資産額に比べて大きい場合は、経営改善計画書その他の書類の提出が必要。

対 照 表

改 正 後						
別紙 2 - 5						
No.	許可区分 項 目		特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業			備 考
			新 規	更 新	変 更	
①	事業計画の概要を記載した書類		◎	◎ (優)	◎ (優)	<ul style="list-style-type: none"> ・省令様式第6号の2第1面～5面 ・様式第17号（積替え保管を行う場合） ※変更許可申請の場合は前後を添付。
②	事業の用に供する施設					
	共 通	車庫配置図	◎	◎	△	
		付近の見取図	◎	◎	△	※収集運搬の業務を行う事務所及び事業場
		車両写真	◎	◎	△	※自動車登録番号、（微量）PCB廃棄物運搬車の表示及び車体形状が判読できること。
		運搬容器の構造図及び写真等	◎	◎	△	<ul style="list-style-type: none"> ・省令様式第6号の2第6面 ※積替えに使用する重機類等を含む。 ・省令様式第6号の2第7面
		応急措置設備・器具リスト	◎	◎	△	・様式第19号
		緊急時対応マニュアル	◎	◎	△	・様式第20号
	積 替 え 保 管 を 行 う 場 合 の み	積替え保管の場所の平面図（配置図）	◎	◎	△	
		積替え保管の場所の公図の写し	◎	◎	△	
		排出事業者の承諾	◎	◎	△	
		積替え保管の場所の写真	◎	◎	△	
		保管量算出の根拠	◎	◎	△	
		最大積上高の根拠	◎	◎	△	
		積替え保管の管理体制を示す書類 他法令の許認可証等	◎	◎	△	
③	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類		◎	◎	△	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証、船舶検査証書等・使用承諾書等（使用者と申請者が異なる場合） ・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等（積替え保管を行う場合）
④	事業を行うに足る技術的能力を説明する書類					
	「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」修了証の写し		◎	◎	◎	
	「PCB廃棄物の収集運搬業作業従者講習会」修了証の写し		◎	◎	△	※申請時に原本を確認
⑤	ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業作業従者名簿		◎	◎	◎	・様式第21号
	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		◎	△	◎	・省令様式第6号の2第8面
⑥	【申請者が法人の場合】 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		◎	◎ (優)	◎ (優)	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書に添付した財務諸表（原本証明必要） ・法人税の納税証明書（その1） ※財務状況に応じて、以下の書類の提出が必要となる場合あり。 ・経営改善計画書 ・中小企業診断士の診断書等
⑦	【申請者が個人の場合】 資産に関する調査並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・申告所得税の納税証明書（その1） ・省令様式第6号の2第9面 ※負債額が資産額に比べて大きい場合は、経営改善計画書その他の書類の提出が必要。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前					
No.	許可区分 項目	特別管理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考
		新規	更新	変更	
⑧	【申請者が法人の場合】 定款又は寄附行為	◎	◎ (優)	△ (優)	※原本証明必要
	◆登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	◎	◎	◎	
⑨	【申請者が個人の場合】 ◆申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	
⑩	誓約書	◎	◎	◎	
⑪	【申請者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	※申請者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書を添付。
⑫	【申請者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	
⑬	【申請者が法人の場合】 ◆出資者等（個人）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	
	◆出資者等（法人）の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	○	○	
⑭	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	
⑮	優良認定の基準に適合する旨を証する書類	/	○	/	・様式第23号 ・「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」77ページ以降に掲げる各種の書類
⑯	使用人の権限を証する書類	○	○	△	・様式第16号
⑰	試験検査成績書の写し	○	○	△	※検査項目は、別紙1「分析項目一覧」による。 ※受付日から起算して1年前の日以降に交付されたものに限る。
⑱	予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し	◎	◎	○	※特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを収集する場合には、省略可。
⑲	他県等の許可証・指定証の写し	○	○	○	※収集運搬区域が県外の場合に添付。
⑳	許可証の写し	/	◎	◎	

対 照 表

改 正 後					
No.	許可区分 項目	特別管理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考
		新規	更新	変更	
⑧	【申請者が法人の場合】 定款又は寄附行為	◎	◎ (優)	△ (優)	※原本証明必要
	◆登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	◎	◎	◎	
⑨	【申請者が個人の場合】 ◆申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	
⑩	誓約書	◎	◎	◎	・省令様式第6号の2第10面
⑪	【申請者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	※申請者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書を添付。
⑫	【申請者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	
⑬	【申請者が法人の場合】 ◆出資者等（個人）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	
	◆出資者等（法人）の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	○	○	
⑭	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書	○	○	○	
⑮	優良認定の基準に適合する旨を証する書類	/	○	/	・様式第23号 ・「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」77ページ以降に掲げる各種の書類
⑯	使用人の権限を証する書類	○	○	△	・様式第16号
⑰	試験検査成績書の写し	○	○	△	※検査項目は、別紙1「分析項目一覧」による。 ※受付日から起算して1年前の日以降に交付されたものに限る。
⑱	予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し	◎	◎	○	※特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを収集する場合には、省略可。
⑲	他県等の許可証・指定証の写し	○	○	○	※収集運搬区域が県外の場合に添付。
⑳	許可証の写し	/	◎	◎	

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

様式第1号の1

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

産業廃棄物 （特別管理産 業廃棄物） の 種 類	運 搬 量 （t/月 又は m ³ /月）	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は 保管場所の所在地	備 考			
			性 状	予定排出事業場 の名称、所在地 及び電話番号	予定運搬先の 名称、所在地及 び電話番号	予 定 運 搬 先 で の 処 分 方 法

備考

- 1 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。
- 2 特定の業種又は施設において排出された場合にのみ産業廃棄物に該当する廃棄物を取り扱う場合は、「予定排出事業場の名称、所在地及び電話番号」欄に、予定排出事業者の業種又は予定排出事業場に設置されている施設の種別を括弧書きで追記すること。なお、当該記載に代えて、発生フローシートを添付しても差し支えない。
- 3 政令別表第1、別表第2又は別表第3に定める施設において排出された場合にのみ特別管理産業廃棄物に該当する産業廃棄物を取り扱う場合は、備考2の例による。

対 照 表

改 正 後
様式第1号の1 <u>削除</u>

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

様式第1号の2

3. 運搬施設の概要
 (1) 運搬車両一覧

施 設 名	型式、寸法	自動車登録番号	規模、能力(積載量)	備 考

(2) その他の運搬施設概要

対 照 表

改 正 後
様式第1号の2 <u>削除</u>

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

様式第1号の3

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数内訳

年 月 日現在

役 員	政令第6条 の10に定め る 使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人

対 照 表

改 正 後
様式第1号の3 <u>削除</u>

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

様式第1号の4

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

(2) 積み替え保管施設において講ずる措置

(3) その他

対 照 表

改 正 後
様式第1号の4 <u>削除</u>

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

様式第5号

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

内 訳	金 額 （ 千 円 ）	
事業の開始に要する資金の総額		
土 地		
事 務 所		
収 集 運 搬 車 両		
積 替 保 管 施 設		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	（ 借 入 先 名 ）	
	そ の 他	
	増 資	

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。

対 照 表

改 正 後
様式第5号 <u>削除</u>

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前			
様式第6号			
資 産 に 関 す る 調 書			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価 格、金 額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価 格、金 額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

対 照 表

改 正 後
様式第6号 <u>削除</u>